

予算決算常任委員会

平成24年2月22日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○伴 吉晴	吉野 俊明
小野 隆雄	飯高 昭二	辻 善次
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	企画財政課長	面卷 昭男
税 務 課 長	加藤 恵三	住民生活部長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	国保医療課長	寺田 良信
環境対策課長	栗本 公生	都市建設部長	藤川 岳志
建 設 課 長	川端 伸和	観光産業課長	清水 修一
都市整備課長	井上 貴至	会計管理者	野崎 一也
教委総務課長	西川 肇	上下水道部長	谷口 裕司
上水道課長	清水 孝悦		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、伴委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

はじめに、町長のご挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 委員皆様にもあらかじめご報告をさせていただいております。町長このあと、太子の日の関係で法隆寺さんのほうへ公務でお出かけになられますので、途中退席ということになりますが、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。

署名委員には、辻委員、伴委員のお二人を指名いたしますので、両委員にはよろしくお願いいたします。

それでは、本日予定しております審査案件は、お手元に配布をさせていただいております。

はじめに、1. 継続審査、（1）予算補正を必要とする事務事業についてを議題といたします。

まず1点目、3月定例会に提案を予定されております一般会計及び各特別会計にかかる補正予算についてですが、そのひとつ、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）について、理事者の説明を求めます。

西巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明を申しあげます。

恐れ入りますが、資料1をご覧くださいませでしょうか。

まず、今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億640万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ83億7,213万1千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第1款 町税では、町民税の個人で、現下の厳しい社会情勢から個人所得が当初見積りを下回ることから2,750万円の減額補正を、たばこ税では、たばこの販売本数が当初見積りを上回ることから2,600万円の増額補正をお願いしております。

次に、第12款 分担金及び負担金の農林水産業費分担金では、農業体質強化基盤整備促進事業費分担金で、歳出のほうで補正をお願いする、新年度で、衛生処理場周辺対策として地元要望があった高安地区での農道整備工事や、火葬場周辺対策として地元要望があった三井地区での水路整備工事、また、服部地区での機械揚水整備工事について、国の第4次補正を活用し、前倒しして実施することから、1,108万9千円の増額補正をお願いしております。

次に、第14款 国庫支出金では、民生費国庫負担金で、更生医療費が見積りを上回ることから、自立支援給付費負担金106万2千円の増額補正を。国民健康保険に係る保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、73万7千円の増額補正をお願いしております。

土木費国庫補助金では、JR法隆寺駅周辺整備において、駅北口の町道312号線整備の用地取得が一部難航し、今年度内での執行の見通しがつかず、交付申請が行えないため、社会資本整備総合交付金5,225万円の減額補正をお願いしております。

教育費国庫補助金では、学校施設環境改善交付金で、歳出のほうでお願いします、新年度でとりくむこととしていた斑鳩西小学校本館西棟及び体育館、斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強工事について、国の第3次補正を活用し、前倒しして実施することから、5,444万2千円の増額補正をお願いしております。

農林水産業費国庫補助金では、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金で、先ほどの分担金及び負担金で申しあげましたとおり、国の第4次補正を活用することから、2,170万円の増額補正をお願いしております。

次に、第15款 県支出金では、民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、自立支援給付費負担金53万1千円、国民健康保険保険基盤安定負担金560万7千円の増額補正をお願いしております。また、後期高齢

者医療保険基盤安定負担金で、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、42万6千円の増額補正をお願いしております。民生費県補助金では、医療費助成について、県補助対象助成費の増により、乳幼児医療費補助金100万円、心身障害者医療費補助金480万円、精神障害者医療費補助金10万8千円の増額補正をお願いしております。また、障害者自立支援特別対策事業費補助金では、障害者自立支援法の改正に伴い実施するシステム改修に対して補助交付されることから、20万9千円の増額補正をお願いしております。

次に、第16款 財産収入では、財産貸付収入で、土地開発基金用地使用料として7千円の増額補正を、利子及び配当金では、各基金利子の決算見込みにより、134万3千円の減額補正をお願いしております。

次に、第17款 寄附金では、ふるさと納税としてご寄附をいただいたことから、教育費寄附金で27万8千円、福祉費寄附金で18万5千円の増額補正をお願いしております。これらの寄附金につきましては、寄附者のご意向に沿って、教育費寄附金は、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積み立てと文化財の発掘調査に充当させていただくとともに、福祉費寄附金につきましては、福祉基金への積み立てと児童福祉の充実、健康づくりの推進に充当させていただきます。

次に、第20款 諸収入では、保健事業委託金で、高齢者健康診査の受診者数の増加等により、181万6千円の増額補正をお願いしております。

次に、第21款 町債では、土地改良事業債で、国の第4次補正を活用して実施する土地改良事業の財源措置として、1,080万円の増額補正を、JR法隆寺駅周辺整備事業債で、今年度内での執行の見通しがつかないことから、4,270万円の減額補正。学校教育施設等整備事業債で、国の第3次補正を活用して実施する学校耐震補強工事の財源として、8,940万円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。資料の裏面をご覧くださいいただけますでしょうか。

はじめに、第2款 総務費では、一般管理費で、平成23年12月1日付けで実施した人事異動に伴う人件費所要額156万9千円の増額補正と、職員の退職に伴う職員退職手当負担金3,957万円の増額補正をお願いして

おります。財産管理費では、財政調整基金などの基金利子の決算見込みによる積立金と土地開発基金への繰出金として、108万1千円の減額補正をお願いしております。賦課徴収費では、町税コンビニエンスストア収納等の新公金収納の導入業務に係る契約締結により、496万1千円の減額補正をお願いしております。

次に、第3款 民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険事業への支援として、国民健康保険事業に係る保険基盤安定繰出金等の確定により、479万9千円の増額補正と、福祉基金への積立で、福祉基金にいただいた寄附金10万円の積立てをお願いしております。

医療対策費では、子ども医療費助成などの医療費助成金が当初見積りを上回ることから、子ども医療費の助成で1,000万円、心身障害者医療費の助成で580万円、精神障害者医療費の助成で28万5千円の増額補正をお願いしております。障害福祉費では、障害者自立支援法の改正に伴うシステム改修費200万円の増額補正と、更生医療費の給付で、助成費が見積りを上回ることから、212万4千円の増額補正をお願いしております。介護保険事業繰出費では、介護保険事業への支援で、介護給付費が当初見積りを上回ることや、介護保険制度改正に伴うシステム改修が必要となることから、750万5千円の増額補正をお願いしております。後期高齢者医療費では、後期高齢者医療への支援で、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金の確定により、56万8千円の増額補正をお願いしております。

次に、第4款 衛生費では、健康増進事業費で、高齢者健康診査の実施として、受診者数の増加等により、184万6千円の増額補正をお願いしております。火葬場費では、火葬場の周辺対策で、歳入のほうで申しあげました三井地区での水路整備工事に係る地元負担金97万1千円の増額補正をお願いしております。塵芥処理費では、衛生処理場の周辺対策で、高安地区での農道整備工事に係る地元負担金398万6千円の増額補正をお願いしております。

次に、第5款 農林水産業費では、土地改良事業費で、農道等の整備として、高安地区での農道整備工事や三井地区での水路整備工事、また、服部地区での機械揚水整備工事について、国の第4次補正を活用し、前倒しして実施することから、4,534万8千円の増額補正をお願いしております。

次に、第7款 土木費では、都市計画総務費で、総務費のところでは申しあげました人事異動に係る人件費について、同額の156万9千円の減額補正をお願いしております。JR法隆寺駅周辺整備事業費では、歳入のほうで申しあげましたように、駅北口の町道312号線整備の用地取得が一部難航し、今年度内での執行の見通しがつかないことから、9,799万円の減額補正をお願いしております。

次に、第9款 教育費では、小学校学校管理費で、歳入のほうで申しあげましたように、斑鳩西小学校本館西棟及び体育館、斑鳩東小学校北館西棟の耐震補強工事等について、国の第3次補正を活用し、前倒しして実施することから、1億7,629万4千円の増額補正をお願いしております。文化財保存費では、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金にいただいた寄附金26万8千円の積立てをお願いしております。

次に、第11款 公債費では、今年度の定時償還に係ります利子額が確定したことから、1,087万7千円の減額補正をお願いしております。

次に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、8,015万1千円を充当させていただき補正をお願いしております。

最後に、繰越明許費でございます。諸般の事情により本年度会計において予算の支出を見込めない事業がありますことから、繰越明許費の予算措置をお願いしておるところでございます。

火葬場周辺対策事業で97万1千円、衛生処理場周辺対策事業で398万6千円、土地改良事業で5,938万9千円、JR法隆寺駅周辺整備事業で60万円、法隆寺線整備事業で150万円、小学校校舎耐震補強事業で1億7,629万4千円となっております。

以上で、平成23度 斑鳩町一般会計補正予算（第5号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

委員長

はい、どうもご苦労さまでございました。

ただいま報告が終わりましたので、委員皆さんのほうでなにかお聞きになりたいことがございましたらお受けをいたします。いかがでしょうか。

飯高委員。

飯高委員 火葬場費の周辺対策なんですけれど、今回、三井地区の水路改修ということであげられています。この周辺対策については、いろいろと地元要望もあってするんですけれども。この対策の、今回水路なんですけれども、例えば、その道路に関することとか、その対象になる項目というんですか、どういった形であるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

環境対策課長 衛生施設の周辺対策事業につきましては、基本的には、その地域の有益なと申しますか、皆さんにとってですね、有益な事業について補償するもので、個人的な利害を有するものには補償の対象外ということにさせていただいております。

飯高委員 地域の有益なと言ったら、まあ数限りあるなという感じはするんですけれども、今回こういう形で、年間を通してですね、いったい大体、今までに、そういったこれに対する対策費としていくらぐらいあるのかということ、今すぐに出せなくても、後においてご報告をお願いしたいと思います。

委員長 どうでしょうか。三井地区ということで今回あげられてますけれども、いろいろ地元補償については、覚書なんかの関係もあるかとは思いますが、それで、三井地区とも覚書があるのか、そしてまた年間平均していくらぐらい、こう補償費っていうものに使っておられるか、というようなことが、委員皆さんもお知りになりたいのではないかなというふうに思うんですが、それは、数字的なものはでにくいですか。

栗本環境対策課長。

環境対策課長 まず、平成23年度で申しあげますと、補償費で約8,800万円。そして22年度で申しますと約5,500万円。これにつきましては、事業の種類とか規模によりまして年間で差異が生じます。

今の数字は、衛生施設での全体的な補償の金額ということでご理解いただきたいと思います。

委員長 よろしいですか。 飯高委員。

飯高委員 さきほども言われましたように、有益な事業ということでの、そういった形で補償をされていると。やはり、項目ですね、どういった形の項目があって、個人的なものについては、その事業は当然対象外ということで言われていますので、そういった細部にわたっての項目を提示していただきたいなということで要望しておきます。

副町長 数字出しますけれども、各自治会別でよろしいですかね。例えば、高安もございます。幸前もあります。今日まで、集会所、道路、水路等々やってまいりました。で、今まで、各火葬場、また稲葉、神南もございます。それら別に各自治会別で総合計、今日までの、そういう表でよろしいですかね。

(「項目、金額、事業の項目がないと金額がだせない」との声あり)

副町長 一度、資料を作って見ていただいて、また不備やったら修正して、この予算委員会に提出さしていただくと、そういうことでよろしいでしょうかね。

飯高委員 今、副町長言われたように、そういった形で。やはり、事業の執行にあつては、いろいろとそういった地元での要望があり、するんですけれども、やはり、その対象となる項目が明確でないと、やはり不透明になってしまいますので、そういう形で提示していただけたらと思うんです。以上です。

委員長 他に。 小野委員。

小野委員 また、関連で。今ごろ、これ質問すんのおかしいなあと思いながら質問しますけどね。この補償についての、今、副町長、自治会からのというような答弁もありましたけれどね。エリア的にね、例えば水路、今回どこ予定されているのかちょっとわかりませんが、その水路なんかは、そこの三井のエリアから離れている水路ありますわね。あそこは水利組合がどういう名前やったんかも知りませんがね。そこらにも関連して、有益、その補償をするべき、地域の有益な事業として計画されていくんだらうなあと思うんですが

ね。そうじゃなくて、三井について、今、三井が出てるから三井ばかり言いますけれどもね、三井については、大字三井とか、三井、今何丁目とかないか、三井はまだ大字やね、その三井のエリアに関連しての事業をするんだとか、そういう何か決まりがあるんかね、いや三井の自治会からこういうことを補償でお願いしたいという申し出があって、そのエリアは、飛ぶということはない、隣接してるところもある、広げていくんかということも考えられるので、それらについては、正確にエリアを決めてるのかどうか、その点はどうなんですかね。

住民生活 当然、その補償さしていただいています自治会のほうから要望があがって
部長 まいりますので、当然その自治会の範囲ということでございますので、それ
以外のとこの要望というのは、当然受けておりませんので、当然その自治会
の中のエリアの範囲の中でさしていただくということでございます。

小野委員 ということは、有益なという言葉は、栗本課長使っておってね。それは、
そこの住民が有益と考えたら、まあまあ受けていかざるをえんのかなと。特
にまた、幸前とかいろいろ周辺の、高安のときの幸前とか、いろいろな問題
が出てきますのでね。そのお互いの自治会との接点、それらについてもいろ
いろ考慮して出していかなんのかなと。例えば、幸前からの要望、それから
高安地区、高安もまあいうたら、言葉悪いけど旧村という意味のときと、高
安団地の、そういうように自治会のエリアというものはっきりとしてないん
です。自治会のエリアできちっと、その住居表示みたいにきちっと、どっ
からどこまで自治会やというようなね、自治会のエリアとそれからあれとは
別やと思うんですよ、その名称。だからそこらで、なぜここまでするんやろ
なあというふうなね、ことを考えてやっておられるのかね、いやまあ、ただ
そこの水利組合なり自治会から要望があったからこの地域で水路改修するん
やとか、農道整備するんやとか。まあ農道についても、それはその農地をお
持ちの方が全員高安とか限らない、そしたら、他の地域の人、その整備に
も補償していつてるんじゃないかなという、細かい話ですよ、そういうこと
も考えられるのでね。そこらは、まあ大雑把にやっていくがそんでいいの
かなあということも思ってるんやけどね。補償のことですからね。その点、どう

いう整理できてあるのか、書類出してくれはるねんね、今までどれぐらい、今の飯高委員の、まあそれを楽しみに私ども見ていきますので。それがどうのこうのと、今更言うんじゃないけどね。補償についても、他の地域から見ても、なんであそこまでこうやという気持ちは持っておられるのは事実ですからね。その点に対しての説明ができるような資料であってほしいなど、そのように思います。

委員長

それと併せてですね、私さきほど申しあげた問題については触れられてなかったんですが、火葬場に関しましては、以前、東里のほうから出た要望書などに基づいての覚書というようなものが存在してたというふうに私は認識してるんですけども。衛生処理場のほうは、いずれ施設がなくなりますけれども、火葬場や、し尿処理場、この施設はまだこれからも残っていきます。これらの施設に対しての補償というものについて、その地元の自治会、地元地域などとの覚書というようなものが、やはり今現在でも存在しているのかどうか、ということについて、これは明確にちょっとしておいていただけたらというふうに思います。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

衛生処理場周辺につきましては、10年ごとに撤去を含んだ再交渉をするということで、10年ごとの覚書は締結をさせていただいております。そのなかで10年ごとに補償要望が出て、10年の間でその補償事業をやっていくということでもありますけども、火葬場周辺につきましては、覚書は締結をしておりません。ということで毎年、次年度の要望が出てきて、それについて精査をして、事業費が嵩むものにつきましては複数年での対応をお願いしているところであります。

それともう1点。さきほど私、数字を申しあげましたけれども、ちょっと誤りがございましたので、この場で訂正をさせていただきます。

平成23年度の補償の予算額につきましては、火葬場周辺、衛生処理場周辺、鳩水園周辺を合わせまして、約1億4,000万でございます。22年度につきましては、それを合わせまして、3つの施設を合わせまして、1億500万円、さきほど私申しましたのは、衛生処理場周辺のみでございましたので、ここでちょっと改めて訂正をさせていただきます。

委員長

数字の訂正につきましては、ご理解いただけましたか。

はい、そしたらまたこの問題については、今後、資料のほう提出していただくということで、終わっておきたいと思います。

他に、一般会計補正予算について、何か質疑ございますか。

伴委員。

伴委員

歳入のほうなんですけど。1番の町税なんですけど、これ町民税でのマイナスがたばこ税で、うまくほとんど補完されてるような感じなんですけど。これ個人の町民税でこれだけ減ったと。なら法人のほうは全然これは今の時期では影響はでてこない、タイミング的にはそういうことなんです。

税務課長

委員のおっしゃるとおりでございまして、個人住民税につきましては、個人所得の減でこういった形で減額補正をさせていただいておりますけれども、法人税につきましては、今のところほぼ予算どおりの歳入見込みをさせていただいているところでございます。

伴委員

町税に関しましては、わかりました。

この17の寄附金のふるさと納税なんですけど、これは1名の方、それぞれ1名の方がこういう形なんか、それとも、複数の方がふるさと納税されているのか、このあたり細かいところお願いしたいんですが。

企画財政
課長

ふるさと納税の増額補正につきましては、複数の方ということでご理解をいただけますでしょうか。ちなみに、今回補正をさせていただいている部分なんですけれども、それにつきましては、教育費寄附金のほうなんですけど、これで18名の個人の方と、文化財活用センターの中でイベント等がございまして、藤ノ木古墳の募金箱を置いています。その分、そして福祉費寄附金の方は、6名の個人の方ということでご理解をいただけますでしょうか。

伴委員

結局、けっこうそんな大きな金額でなく、まあ言うたらそこそこの数の方がふるさと納税していただいていると。今後、いろんな形のイベントとかで

もビラを配っていただいたり、いろいろ見せていただいていますねけど、今後とも大切といいますか、ふるさと納税が拡充していくような形でまたやっていってほしいという要望をしておきます。

委員長 他に。 小野委員。

小野委員 歳入のほうで、今、伴委員が言うたんで、ちょっと気になったのでね。町税、たばこ税2,600万ふえるということはいいことかどうか知りませんねけどね。なんかどういう要素があったんか。急に愛煙家がふえたとかね、斑鳩での購入者がふえたとかいうことになるのか、それとか、例えば事業所が斑鳩のほうへ、これなんかいろんなあれあるんですね。税の振り込んでくるあれが、いろんなエリアがあるみたいですのでね。まあ、斑鳩で購入してもらっている人がふえたということ、2,600万というたらだいぶんの量やと思うんですけどね。どういう要素でこうこの今の上に補正が出てくるのかなあと、何かわかる範囲で、わかりますか。

税務課長 このたばこ税の関係でございますけれども、平成22年10月にたばこ税の値上げがございまして、その翌年度に、23年度予算時、予算を計上さしていただく段階で、たばこの販売業者の販売見込みというのを参考に予算計上さしていただきまして、概ね前年度対比22.8%減少するだろうということださしていただいておりますけれども、実際、今年度につきましてはそこまでの落ち込みは少なかったということで、こういった形での補正をさしていただいております。

小野委員 同じような質問になるのかなあ。歳出のほうなんですけどね。7番の土木費の中で、人件費所要額がまあ百何万かの減額ということで、これ人事異動影響額ということなんですけどね。これ年度内で人事異動をやったというような、そういう形なのか、どういう形なのかちょっと。

総務部長 この土木費の人件費所要額156万9千円のマイナスと、あと総務費の一番上、一般管理費、歳出のところですけども、ここにも156万9千円が

ございます。これは12月1日付けで職員の異動を行いました。それは、都市整備課の職員を企画財政課、総務費から人件費が出ております企画財政課のほうに異動さしましたので、その款内流用ができないというなかで、土木費という款と総務費という款の間で、その残り12月、1月、2月、3月の4か月分の給与を補正をしたということでございます。

小野委員 12月1日にと、まあ普通、年度末とかやねけど、何かあれなったのかね、それと、私が聞きもらったかもわからんけどね、議会とかにそういうあれは、連絡はしてたんかどうかそれだけちょっと。

総務部長 その異動につきましては、企画財政課の職員が長期で病気休暇をとるということになりましたので、企画財政課の仕事等を勘案いたしまして人事異動を行いました。で、議会のほうには、係員の異動でございますので、係員の異動については連絡をさせていただいておらないということでご理解を賜りたいと思います。

委員長 よろしいですか、はい。他に委員皆さんのほうで何かございますか。

(な し)

委員長 よろしいですか。1点だけ、私、気になるところ聞かせてください。
繰越明許をする理由については、いろいろあります。そして、国のほうも第3次、第4次の補正予算とかできたりしますのでね、こういうふうに出てきておることはやむを得ないというふうには思ってるんですが、ただ、1点ですね、JR法隆寺駅周辺整備事業につきましてはね、土地の取得に難航しているということで上げられたものですから、事業を計画どおり進めてきているのに難航しているということで、繰越明許してもいいんですけども、いや今後、やっぱり見通しどうなってるのだろうか。こんなふうに繰越明許したものの、次年度にきちっと事業が進むのだろうか、ということについては、私も不安を持っております。これは住民さんも皆さんいっしょだろうと思いますのでね。今現状、どんなものでしょうね。町のほうはどのようにお

考えになられてるのか、繰越明許されましたけれども、その点につきましてお聞きしときたいと思います。 井上都市整備課長。

都市整備課長 繰越明許の J R 法隆寺駅周辺整備事業の分でございますけれども、60万円の繰越明許費をさしていただいているわけなんですけれども、これにつきましては、駅南口のほうで現在計画をしております2号線、いわゆる（仮称）法隆寺駅前線と駅前広場の関係でございますけれども、これにつきまして、現在計画の検討を進めておるところです。で、地元との今後の計画がまとまりましたらですね、地元にご説明をさしていただいて、ご理解をいただいたところにつきまして、用地の丈量等の必要な費用として繰越明許をさしていただいているという形でございます。それらの進捗を見ながらということになってくるということでございます。

委員長 こういうちょっと用地を取得したりご協力をお願いする場合について、比較的難航しがちであったり、事業の進みが悪かったりとか、いう問題がこれまでにもいろいろあるんですけれども、J R 法隆寺駅周辺につきましては、駅そのものがきれいになり、ちょっとずつですけれども、良くなってきているなかで、止まらずに進めていくという、そういう努力のほう、やっぱり町としてもやっていっていただきたいなというふうに思っておりますので、更に担当課としては大変だろうと思いますけれどもご努力のほうよろしく願いしたいと思います。

他に委員皆さんのほうよろしいですか。

（ な し ）

委員長 他にないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
本件につきましては、一定の審査を行ったということで終わっておきます。
次に、2点目としまして、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。
寺田国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、継続審査②の平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）につきましてご説明申しあげます。

恐れいますが、資料2をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定と、この確定に伴います国庫、県支出金の補正、国保総合システムに係る分担金の追加費用の補正、そして今回の予算補正において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源を歳入欠かん補てん収入に充当する補正となっております、歳入歳出予算の総額に94万9千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,276万9千円とするものでございます。

それでははじめに、歳出予算の補正からご説明をさせていただきます。

下段の歳出総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

第1款 総務費の一般管理費で、国保総合システムの稼働時期の延伸による国保連合会システム経費分担金の追加費用といたしまして、94万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算の補正についてでございます。

上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第2款 国庫支出金では、19万2千円の減額補正をお願いするものでございます。療養給付費等負担金、財政調整交付金とも、これらの算定に用います医療給付費にかかる保険基盤安定繰入金の確定によりまして、医療給付費分現年分で90万2千円の減額、医療給付費分普通財政調整交付金で23万9千円の減額、国保総合システムの稼働時期延伸による国保連合会システム経費分担金の追加費用により、医療給付費分特別財政調整交付金で94万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第5款 県支出金では、国庫支出金と同様の理由によりまして、医療給付費分普通財政調整交付金18万6千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金では、一般会計繰入金で、繰入の基準となります県支出金等の交付決定によりまして、479万9千円の増額補正をお願いするものでございます。その内訳は、医療給付費分保険基盤安定繰入金で530万7千円の増額、後期高齢者支援金分保険基盤安定繰入金で131万5千円

の増額、介護納付金分基盤安定繰入金で36万2千円の増額、保険者支援制度分保険基盤安定繰入金で147万5千円の増額、財政安定化支援事業繰入金では366万円の減額補正をお願いするものでございます。

そして最後に、第10款の諸収入についてであります。歳入欠かん補填収入で、今回の予算補正において歳入が歳出を上回ったことによって生じた財源347万2千円を減額補正させていただくものでございます。

以上で、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)につきましてのご説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑があればお受けいたします。いかがでしょうか。 伴委員。

伴委員 ちょっとおしえてほしいんですが。歳入の8番の繰入金で、一番下の財政安定化支援事業繰入金、これちょっと大きな額でマイナスになってますけど、他の繰入金ずっとプラスでんねけど、これはどういうものですか。ちょっとおしえていただけますか。

国保医療課長 財政安定化支援事業繰入金と申しますのは、国民健康保険財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するために一般会計からの繰り入れをしていただくものでございまして、保険者の責に帰することのできない特別な事由に基づくと考える要因ですね、例えば被保険者の応能割の保険料の負担能力が特に不足している市町村でありますとか、また、高齢者が特に多い市町村でありますとか、そうしたことに着目して限定的に繰り入れを認めている制度でございまして、本町では、その財源措置というのは地方交付税によって行われておりまして、本町では地方交付税措置の満額を繰り入れていただいております。

委員長 よろしいですか。他に、委員皆さんのほうございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

それでは、3点目といたしまして、平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

それでは、3月定例会に提出予定の平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、資料3をもとにご説明をさせていただきたいと思っております。

今回の補正の主な内容は、居宅介護サービスに係ります介護給付の増加とこれに伴います国、支払基金、県、町の負担等にかかる補正、また介護保険のシステム改修に係る補正でございます。歳入歳出とも、予算現額に5,079万8千円を追加し、予算の総額を17億3,850万8千円とするものでございます。

それではまず、下の段の歳出総括表（案）からご説明をさせていただきたいと思っております。

まず第1款の総務費でございます。一般管理費では、介護保険の電算システム改修の経費といたしまして、150万円の増額をお願いするものでございます。

第2款 介護給付費でございます。介護サービス等諸費では、居宅介護サービスに係る給付額が、予定を上回る見込みでありますことから、5,268万7千円の増額をお願いするものです。

最後に、第3款 基金積立金でございます。介護給付費に充てるために、介護保険給付費準備金への積立ての分を338万9千円減額をお願いするものでございます。

続いて、上の段、歳入のご説明をいたしたいと思っております。

まず、第3款 国庫支出金です。介護給付費負担金、現年度分介護給付費負担金でございますが、介護給付費の増加に伴います国の負担金でありまして、1,053万7千円の増額をお願いするものです。また、介護保険事業費補助金では、介護保険に係る電算システムの改修についての国の補助金で

ございまして、58万円の増額をお願いするものです。

次に、第4款 支払基金交付金でございます。介護給付費交付金、現年度分介護給付費交付金であります。介護給付費の増加に伴います第2号被保険者の負担でありまして、1,580万6千円の増額をお願いするものです。

次に、第5款 県支出金でございます。国庫支出金と同様の理由で、介護保険費負担金、現年度分介護給付費負担金で、658万5千円の増額をお願いするものであります。

次に、第8款 繰入金です。介護給付費繰入金では、現年度分介護給付費繰入金で、これは一般会計からの繰入金でございまして、国庫支出金と同様の理由で、658万5千円の増額をお願いするものです。次に、その他一般会計繰入金では、事務費繰入金で、介護保険に係ります電算システムの改修にかかる経費といたしまして、92万円の増額をお願いするものです。また、介護給付費準備基金繰入金でございますが、歳出におけます介護給付費から国、支払基金、県、町の負担金及び基金への積立を減額した分を差し引いたものといたしまして、基金からの繰入れがございました。978万5千円の増額をお願いするものでございます。

以上、平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

委員皆さんのほうで何かお聞きになりたいことはございませんでしょうか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

続きまして4点目ですが、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、継続審査の④の平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

恐れいりますが、資料4をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、保険料収入の増加及び保険基盤安定繰入金の確定と、この確定に伴います後期高齢者医療広域連合納付金の補正となっておりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ439万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億9,023万7千円とするものでございます。

はじめに、歳出予算の補正からご説明させていただきます。

下段の歳出総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

第2款 後期高齢者医療広域連合納付金で、保険料等負担金として382万8千円を、また保険基盤安定負担金で56万8千円をそれぞれ増額し、合わせて439万6千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算の補正についてでございます。

上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第1款 後期高齢者医療保険料では、保険料収入の増加が見込まれますことから、特別徴収保険料で676万6千円の増額、普通徴収保険料で309万8千円の減額、滞納繰越分普通徴収保険料で16万円の増額で、総額382万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第4款 繰入金では、一般会計繰入金で、歳出におけます後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定によりまして、56万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

何かお聞きになりたいことはございますか。 伴委員。

伴委員 ちょっとおしえてほしいでんねけど。この歳入のほうの徴収、保険料ですね。結局、今説明で保険者の増加により特別徴収のほうは、これだけ上がっておると。これ、普通徴収のほうは下がってますわな。これは結局、普通徴収の方の人数が減ったのか、それとも滞納という感じになっとるのですか。

ちょっとそのあたりおしえてください。

国保医療課長 保険料収入の予算措置と申しますのは、保険料の賦課決定を行います奈良県後期高齢者医療広域連合から示される額に基づきまして、当初は予算計上をしております。今回の補正につきましては、当町の被保険者の推計を少し低く見積もっていたためと、過去の実績をもとに、特別徴収と普通徴収に、それぞれ特別徴収が68%、そして普通徴収がだいたい32%で、そういった按分に振り分けるのでございますが、その按分が、現在のその入ってきた保険料収入の、実態との差が生じたことによって、こういう数字になって現れております。当然、後期の高齢者の数もふえたということもございます。以上でございます。

伴委員 この3段目のこの普通徴収の繰越分、滞納この16万、これはどういう形で、この16万入ってきとるわけですか。

国保医療課長 後期高齢者保険料滞納されている方で、うちのほうから督促、催告をいたしまして、徴収に行きまして、入った保険料でございます。

委員長 よろしいですか、他に委員皆さんのほうでございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましても報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

続きまして5点目、平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。清水上水道課長。

上水道課長 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)について説明いたします。

お手元の資料5をご覧ください。今回の補正につきましては、企業債償還

金の額の確定によります増額補正をお願いするものでございまして、1款 資本的支出、2項 企業債償還金、1目 企業債償還金で24万4千円を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
何か、お尋ねになりたいことありますか。

(な し)

委員長 特にないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
本件につきましても報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

他に、理事者の皆さんのほうから何か報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 以上で、継続審査については、終わらせていただきます。
次に、2. その他について、委員の皆さんのほうから何かございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

(な し)

委員長 特にないようですので、その他についても、これをもって終わります。
それでは、これをもって本日の案件についてすべて終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして副町長からのご挨拶をお受けいたします。

池田副町長。

(副町長挨拶)

委員長

それでは、これもちまして予算決算常任委員会を閉会させていただきます。皆さまご苦労さまでございました。

(午前 9時57分 閉会)